

パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある職員の休暇及び手当等に関する取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる条例、規則及び規程の施行について必要な事項を定めるものとする。

- （1）福島市職員の給与に関する条例
- （2）福島市職員の退職手当に関する条例
- （3）福島市職員等の旅費に関する条例
- （4）福島市公務災害見舞金支給条例
- （5）福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- （6）福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- （7）福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則
- （8）福島市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき職員がその職務に専念する義務を免除される場合の基準に関する規程
- （9）福島市職員表彰規程

（対象職員）

第2条 この要綱の適用対象となる職員は、「パートナーシップ及びファミリーシップ関係」（自治体のパートナーシップ及びファミリーシップ制度の実施に関する要綱等に規定する宣誓をした関係をいう。以下同じ。）にある職員とする。

（対象となる休暇及び手当等）

第3条 「パートナーシップ及びファミリーシップ関係」にある職員に適用対象となる休暇等（手当及び旅費、見舞金を除く）、並びにその取扱いについては、別表1に定めるとおりとする。

2 「パートナーシップ及びファミリーシップ関係」にある職員に適用対象となる手当及び旅費、見舞金、並びにその取扱いについては、別表2に定めるとおりとする。

（承認に係る証明）

第4条 任命権者は、前条に掲げる休暇及び手当等の申請があった場合において、必要に応じて次の各号に掲げる証明書等の提出を求めることができる。

- （1）自治体が発行するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等
- （2）「パートナーシップ及びファミリーシップ関係」にある者における戸籍謄本及び住民票
- （3）婚姻関係と異ならない程度の社会生活を営んでいる程度が証明できるもの
- （4）その他必要と認めるもの

（アウティングの防止）

第5条 第3条に定める事務（各所属において行う取りまとめ等の業務を含む）に関係する者は、職務上知り得た情報を申請者の承諾を得ず不必要に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年1月15日から施行し、令和6年9月2日から適用する。

別表1（第3条第1項関係）

No.	休暇等の名称	取扱	規則及び規程名	該当条項
1	出産補助休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第12条第1項第2号
2	育児参加のための休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。 (2)「ファミリーシップ関係の相手方（子のみ）」を配偶者の子と同等に取り扱う。	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第12条第1項第3号
3	家族等支援休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。 (2)「ファミリーシップ関係の相手方」を配偶者の子、その他の二親等内の親族と同等に取り扱う。	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第12条第1項第5号
4	短期介護休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。 (2)「ファミリーシップ関係の相手方」を子、配偶者の父母と同等に取り扱う。	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第12条第1項第6号
5	忌引休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。 (2)「ファミリーシップ関係の相手方」を姻族と同等に取り扱う	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第12条第1項第7号
6	法要祭祀休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。 (2)「ファミリーシップ関係の相手方（子のみ）」を子と同等に取り扱う。	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第12条第1項第8号
7	結婚休暇	(1)「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」を結婚と同等に取り扱う。	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第12条第1項第11号
8	ドナー休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。 (2)「ファミリーシップ関係の相手方（子のみ）」を子と同様に取り扱う。	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第12条第1項第13号
9	介護休暇	(1)第13条第1項第3号に規定するその他市長が定める者は「パートナーシップ・ファミリーシップ関係の相手方」とする。	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第13条第1項第3号
10	介護時間	(1)介護時間における要介護者の定義は介護休暇と同様とする。	福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第13条の3
11	忌引休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。 (2)「ファミリーシップ関係の相手方」を姻族と同等に取り扱う	福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第13条第1項第7号
12	結婚休暇	(1)「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」を結婚と同等に取り扱う。	福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第13条第1項第8号

別表1（第3条第1項関係）

No.	休暇等の名称	取扱	規則及び規程名	該当条項
13	出産補助休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。	福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第13条第1項第11号の3
14	育児参加のための休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。 (2)「ファミリーシップ関係の相手方（子のみ）」を配偶者の子と同等に取り扱う。	福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第13条第1項第11号の4
15	子育て支援休暇	(1)「ファミリーシップ関係の相手方（子のみ）」と配偶者の子を同等に取り扱う。	福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第13条第2項第2号
16	短期介護休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。 (2)「ファミリーシップ関係の相手方」を子、配偶者の父母と同等に取り扱う。	福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第13条第2項第3号
17	ドナー休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。 (2)「ファミリーシップ関係の相手方（子のみ）」を子と同様に取り扱う。	福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第13条第2項第8号
18	介護休暇	(1)勤務時間規則第13条第1項第3号に規定する介護休暇を準用する。	福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第14条
19	介護時間	(1)介護時間における要介護者の定義は介護休暇と同様とする。	福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	第15条
20	危篤看護休暇	(1)第2条第8号に規定するその他市長が特に必要と認めた場合に「職員のパートナーシップ・ファミリーシップ関係の相手方が危篤に際し看護を必要とする場合（その都度3日以内において必要と認められる期間）」を含める。	福島市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき職員がその職務に専念する義務を免除される場合の基準に関する規程	第2条第8号
21	忌引休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。	福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則	第10条第1号
22	結婚休暇	(1)「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」を結婚と同等に取り扱う。	福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則	第10条第2号
23	出産補助休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。	福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則	第10条第6号の2
24	育児参加のための休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。 (2)「ファミリーシップ関係の相手方（子のみ）」を配偶者の子と同等に取り扱う。	福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則	第10条第6号の3

別表1（第3条第1項関係）

No.	休暇等の名称	取扱	規則及び規程名	該当条項
25	家族等支援休暇	(1)「ファミリーシップ関係の相手方（子のみ）」を配偶者の子と同等に取り扱う。	福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則	第10条第7号の2
26	短期介護休暇	(1)要介護者に「パートナーシップ・ファミリーシップ関係の相手方」を含める。	福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則	第10条第10号
27	介護休暇	(1)要介護者に「パートナーシップ・ファミリーシップ関係の相手方」を含める。	福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則	第10条第11号
28	介護時間	(1)要介護者に「パートナーシップ・ファミリーシップ関係の相手方」を含める。	福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則	第10条第12号
29	ドナー休暇	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。	福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則	第10条第12号の2
30	被表彰者が死亡したときの表彰物件の遺族への贈与	(1)「パートナーシップ関係の相手方」と配偶者を同等に取り扱う。	福島市職員表彰規程	第5条第2項

別表2（第3条第2項関係）

No.	手当等の名称	取扱	条例名	該当条項
1	扶養手当	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。	福島市職員の給与に関する条例	第10条第2項第1号
2	住居手当	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。	福島市職員の給与に関する条例	第10条第2項第1号
3	単身赴任手当	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。	福島市職員の給与に関する条例	第10条第2項第1号
4	退職手当（遺族の範囲及び順位）	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。	福島市職員の退職手当に関する条例	第2条の2第1項第1号
5	旅費（扶養親族移転料、遺族の範囲）	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。	福島市職員等の旅費に関する条例	第2条第1項第6号
6	公務災害見舞金（遺族の範囲及び順位）	(1)「パートナーシップ関係の相手方」を配偶者と同等に取り扱う。	福島市公務災害見舞金支給条例	第6条